

宮城県公報

行 宮 城 県
 (総務部県政情報・文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

ページ

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	二
○地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則	(同)	二
○県職員宿舍規則の一部を改正する規則	(職員厚生課)	二
○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	三
○県税滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	八
○低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
○過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
○税務嘱託員設置規則の一部を改正する規則	(同)	八
○証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	(同)	九
○納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則	(同)	九
○税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収の細目を定める規則の一部を改正する規則	(同)	九
○離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
○地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例施行規則	(同)	九

の一部を改正する規則

○特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

○復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

○公有財産規則の一部を改正する規則

○防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

○議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

○宮城県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令

○宮城県取用委員会事務局規程の一部を改正する訓令

○副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

○標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

○会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

訓 令 甲

○特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一〇
○原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一〇
○産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一一
○復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一一
○企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一一
○復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一二
○被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一二
○核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一三
○公有財産規則の一部を改正する規則	(管財課)	一三
○防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則	(危機対策課)	一三
○議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	一四
○宮城県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令	(同)	一四
○宮城県取用委員会事務局規程の一部を改正する訓令	(同)	一四
○副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	一四
○標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	一四
○会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	一五
○附属機関の役割に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	一五
○職員研修規程の一部を改正する訓令	(同)	一七
○保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	一七
○単純な労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	一八

規 則

○勤務時間の特例を必要とする職員の仕事時間に関する規則の一部を改正する訓令

(同) 一八

○職員勤務規則の一部を改正する訓令

(行政管理局) 一九

○職員分限懲戒審査会規則の一部を改正する訓令

(同) 二〇

○公印規則の一部を改正する訓令

(県政情報・文書課) 二〇

○文書規則の一部を改正する訓令

(同) 二一

○宮城県税事務取扱規則の一部を改正する訓令

(税 務 課) 二七

○税務総合管理システムの管理及び運営に関する規則の一部を改正する訓令

(同) 三一

○本人確認情報の管理に関する規則の一部を改正する訓令

(市町村課) 三一

○宿日直規則の一部を改正する訓令

(管 財 課) 三二

○防火管理規則の一部を改正する訓令

(同) 三二

○消防関係職員の制服及び被服等貸与に関する規則の一部を改正する訓令

(消 防 課) 三二

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・

宮城県海区漁業調整委員会

○職員安全衛生管理規則の一部を改正する訓令

(職員厚生課) 三三

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の項第三号ロを削り、同号ハ中「第六条第五項ただし書及び第六項」を「第六条第三項ただし書」に、「返還等」を「返還」に改め、同号中ハをロとし、ニをハとし、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第五条第一項中「教育次長」を「副教育長」に、「教育次長等」を「副教育長等」に改め、同条第三項第一号中「等」(「」の下に「教育長」を加え、「児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」

に改め、同条第四項中「教育次長等」を「副教育長等」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「教育次長」を「副教育長」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「教育次長等」を「副教育長等」に改め、同項第十号中「教育次長」を「副教育長」に改め、「スポーツ振興基金条例(平成四年宮城県条例第十号)第一条に規定するスポーツ振興基金及び」を削る。

附則第二項中「教育次長」を「副教育長」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則(平成十二年宮城県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

本則の表本局の項中「次長」を「副局長」に、「課長補佐(総括担当)」を「総括課長補佐」に改め、同表地方機関の項中「次長(総括担当)」を「総括次長」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

県職員宿舍規則の一部を改正する規則

県職員宿舍規則(昭和四十九年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の三第二号ロ(i)及び(ii)中「記名押印」を「記名」に改める。

様式第四号及び様式第四号の二中「連署」を「連名」に改め、「印」を削る。

様式第四号の三中「連署」を「連名」に改める。

様式第五号（その一）表中「領収書等」を「領収証書等」に、「コンピュータ取扱期限」を

「コンピュータ・システム
本納付取扱期限」に改める。

様式第五号（その二）中「コンピュータ取扱期限」を「コンピュータ・システム
本納付取扱期限」に改める。

様式第五号（その三）表中「領収書等」を「領収証書等」に、「コンピュータ取扱期限」を

「コンピュータ・システム
本納付取扱期限」に改める。

様式第五号（その五）表中

用途・地目 物 所 在 地	取得区分	
	物件数	

本書のとおり納付してください。

当 初 税 額 か ら の 額	今	法 附 則 第 7 条 の 第 3 項 以 外 の 該 項 の 額	法 第 7 条 の 第 3 項 以 外 の 該 項 の 額	法 第 7 条 の 第 3 項 以 外 の 該 項 の 額	法 第 7 条 の 第 3 項 以 外 の 該 項 の 額	法 第 7 条 の 第 3 項 以 外 の 該 項 の 額	法 第 7 条 の 第 3 項 以 外 の 該 項 の 額	法 第 7 条 の 第 3 項 以 外 の 該 項 の 額	法 第 7 条 の 第 3 項 以 外 の 該 項 の 額
			延滞計	延滞計	延滞計	延滞計	延滞計	延滞計	延滞計
納 付 額	納 付 額	納 付 額	納 付 額	納 付 額	納 付 額	納 付 額	納 付 額	納 付 額	納 付 額

を

削る。

様式第六十八号の三及び様式第七十号中「㊦」を削る。

様式第七十二号の五中

氏名又は名称	印
--------	---

を

氏名又は名称	に改める。
--------	-------

様式第七十二号の九中「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改める。

様式第七十四号中

氏名又は名称	印
--------	---

を

氏名又は名称	に改める。
--------	-------

様式第七十七号を次のように改める。

様式第77号

ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録事項変更申請書

宮城県	所長 殿	年 月 日
-----	------	-------

特別徴収義務者	住所	
氏名又は名称		
個人番号又は個人番号番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

宮城県県税条例第73条の規定により、下記のとおり申請します。

課税番号					
ゴルフ場の名称					
変更事項	<table border="1"> <tr> <td>新</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧</td> <td></td> </tr> </table>	新		旧	
新					
旧					
変更事由					
変更年月日	年 月 日				

※この欄は申請者の記入を要しません。

調査年月日	年 月 日	調査者	
特別徴収義務者証票	調査	事項	
登録システム更新			
引 簿			
台帳等整備			

様式第八十四号中

氏名 (法人の場合) 氏名	氏名
代表者 氏名	氏名
	印

氏名 (法人の場合) 氏名	氏名
代表者 氏名	氏名
	印

「記名押印」を「記名」に改める。
様式第九十号、様式第九十二号、様式第九十七号(その一)及び様式第九十七号(その二)中「印」を削る。

様式第九十八号中

電話番号 () ()	印
--------------	---

電話番号 () ()	印
--------------	---

様式第九十九号中「印」を削る。
様式第百四号を次のように改める。

様式第104号

免税軽油使用者証書換申請書

宮城県 所長 殿	年 月 日	免税軽油 使用者 番号	事業所所在地又は 住 所	事業の 種類
	氏名又は名称		号	

下記のとおり免税軽油使用者証の記載事項に異動があったので書き換えてください。

機 械 車 両 名 又 設 備 名	異 動 事 項				異 動 年 月 日	増 減 変 更 の 別
	No.	型 式	軸 馬 力	用 途		

様式第百六号及び様式第百七号中「㊸」を削る。

様式第百十号中「印」を削る。

様式第百十二号及び様式第百二十号中「㊸」を削る。

様式第百二十一号の二中
「申 請 者
(署名または記名捺印)」を「申 請 者」に改める。

「・印鑑」を削る。

様式第百二十三号の二中「印」を削る。

様式第百二十三号の三(ネの二)中「印」を削る。

様式第百二十三号の三(ネの二)中「㊸」及び

「(注) 1 申請に必要なもの

(1) 身体障害者手帳等

(2) 印鑑

(3) 運転する方の運転免許証

(4) 自動車検査証

2 身体障害者等が自ら運転するもの以外については、市町村長、福祉事務所長等の証明書を添付してください。

様式第百二十三号の四及び様式第百二十三号の八(その二)中「印」を削る。

様式第百二十四号中

「氏 名
(名 称)
印」を

「氏 名
(名 称)」に改める。

様式第百二十五号及び様式第百二十七号の二(表)中「㊸」を削る。

様式第百二十七号の三中「氏 名」を「氏 名」に改める。

様式第百二十八号中「㊸」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについて

は、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

県税滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

県税滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則

県税滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和三十二年宮城県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

様式第十三号の三中「 ㉑ 」を「 ㉒ 」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の県税滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の規定による様式第十三号の三については、当分の間、改正後の県税滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の規定による様式第十三号の三とみなす。

低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和三十七年宮城県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「 ㉑ 」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正前の低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和四十五年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「 ㉑ 」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

税務嘱託員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

税務嘱託員設置規則の一部を改正する規則

税務嘱託員設置規則（昭和四十六年宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「 ㉑ 」を「 ㉒ 」に改め、「 ㉓ 」を削る。

附則

様式第三号中「 ㉑ 」を削る。

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の税務嘱託員設置規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、
当分の間、改正後の税務嘱託員設置規則の規定によるものとみなす。

証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則(昭和四十七年宮城県規則第十二号)の
一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第四号、様式第六号から様式第七号の二まで、様式第十一号及び様式第十二号中

「四」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則の規定による諸様式で取扱い
上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の証紙代金収納計器による自動車税等の取
扱いに関する規則の規定によるものとみなす。

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則(昭和四十九年宮城県規則第十一号)の一部を次
のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「四」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の規定による諸様式で取扱い上著しく
支障のないものについては、当分の間、改正後の納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則
の規定によるものとみなす。

税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収の細目を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収の細目を定める規則の一部を改正する規則

税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収の細目を定める規則(平成五年宮城県規則第七十九号)の一
部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「四」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収の細目を定める規則の規定による諸様式で取扱い
上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収の
細目を定める規則の規定によるものとみなす。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成六年宮城県規則第四

号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㊦」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

○宮城県規則第四十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例施行規則(平成十一年宮城県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名

印」を「代表者氏名

」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

○宮城県規則第四十三号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十三年宮城県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中

フリガナ	代表者氏名
	印

を

フリガナ	代表者氏名

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

○宮城県規則第四十四号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例施行規則(平成十四年宮城県規則第一百三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名

印」を「代表者氏名

」に改める。

附 則

〔施行期日〕

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物税条例施行規則（平成十六年宮城県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。
様式第三号中

「氏名（名称及び代表者の氏名）」を「印」に改める。

「氏名（名称及び代表者の氏名）」を「印」に改める。

「氏名（名称）」を「氏名（名称）」に改める。
様式第五号及び様式第六号中

「氏名（名称及び代表者の氏名）」を「印」に改める。

「氏名（名称及び代表者の氏名）」を「印」に改める。

「氏名（名称及び代表者の氏名）」を「氏名（名称及び代表者の氏名）」に改める。
様式第七号中

」に改める。

様式第八号中

「氏名（名称及び代表者の氏名）」を「印」に改める。

「氏名（名称及び代表者の氏名）」を「印」に改める。

「氏名（名称）」を「氏名（名称）」に改める。

様式第九号、様式第十一号、様式第十三号、様式第十五号、様式第十七号及び様式第十八号中

「氏名（名称及び代表者の氏名）」を「印」に改める。

「氏名（名称及び代表者の氏名）」を「印」に改める。

め。

附 則

〔施行期日〕

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の産業廃棄物税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の産業廃棄物税条例施行規則の規定によるものとみなす。

振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号

振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則
振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例施行規則（平成十七年宮城県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十七号

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則（平成二十年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則（平成二十四年宮城県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則（平成二十七年宮城県規則第一百十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行

規則の規定による別記様式とみなす。

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十号

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行規則(平成二十八年宮城県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㉔」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十一号

核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

核燃料税条例施行規則(平成三十年宮城県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㉔」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の核燃料税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の核燃料税条例施行規則の規定によるものとみなす。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和三十九年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「教育次長」を「副教育長」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十三号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則(昭和四十三年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務部長」を「復興・危機管理部長」に改める。

別表第一号の表防災宮城の項中「復興・危機管理総務課長」に改める。

別表第二号の表LASC O M宮城県宮城スーパード可搬地球V七七(N)〜七九(N)、V九

九(N)の項中「危機対策課長」を「復興・危機管理総務課長」に改める。

別表第三号の表防災龍峰山及び防災黒森山の項中「危機対策課長」を「復興・危機管理総務課長」に改める。

に改める。

別表第四号の表防災石巻合庁の項中

石巻市蛇田字新沼田一二番地 四
街区一画地
石巻合同庁舎内

を

「石巻市あゆみ野五丁目七番地
石巻合同庁舎内」

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第四号

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程（昭和四十六年宮城県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第四条第二項中「次長」を「副事務局長」に、「総括担当を命ぜられた総務課長補佐」を「総務課総括課長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第五号

宮城県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務局処務規程（昭和六十年宮城県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項の表次長の項中「次長」を「副事務局長」に改め、同表課長の項の次に次のように加える。

総括課長	課	上司の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。
補佐		

第四条第二項の表課長補佐の項中「受け、課の」の下に「一部の」を加え、同項ただし書を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第六号

宮城県取用委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県取用委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県取用委員会事務局処務規程（平成七年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。
第二条中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に、「宮城県取用委員会事務局次長」を「宮城県取用委員会事務局総括次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第七号

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（平成十八年宮城県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。
第三号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 復興及び危機管理に関すること。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第八号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改める。

第二条の表二の項中「次長、同条第二項の表」を「副部长及び副局长、同条第二項の表」に改め、「危機管理監」の下に「デジタル政策推進監」を加え、「次長及び」を「副事務局長及び」に、

次長

を 副部長

に改め、同表三の項中「危機対策企画専

門監」を「危機管理企画専門監、原子力防災対策専門監、デジタル企画専門監」に、「情報システム専門監、原子力防災対策専門監」を「スポーツ振興専門監」に改め、「男女共同参画推進専門監」の下に、「保健福祉政策専門監」を加え、「観光振興専門監」を削り、「監視伝染病対策専門監、事業管理計画専門監」を「先進的園芸推進専門監、事業管理計画専門監」に改め、同表四の項中「課長補佐、室長補佐」を「総括課長補佐、総括室長補佐、総括技術補佐、課長補佐、室長補佐」に、「次長、技術次長」を「総括次長、総括技術次長、次長、技術次長」に、「次長及び」を「総括次長、総括技術次長、次長及び」に、「課長補佐及び」を「総括課長補佐、課長補佐及び」に、「事務局次長」を「総括次長、次長」に改め、同表五の項中「主任主査、専門検査員」を「主任主査、技術主任主査、専門検査員」に改める。

第三条の表二の項中「次長」を「副部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第九号

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
別表第五に次のように加える。

水産林政部水産業振興課	漁業取締船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	一・五
水産技術総合センター	漁業調査指導船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	一

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十号

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県防災会議の項中「震災復興・企画部長」を「復興・危機管理部長」に、

総務部危機管理監
震災復興・企画部長（企画部に限る）
部長が指名するもの
環境生活部長（環境部に限る）
部長が指名するもの
保健福祉部長（保健福祉部に限る）
部長が指名するもの
健康福祉部長（保健福祉部に限る）
部長が指名するもの
経済商工観光部長（経済商工観光部に限る）
部長が指名するもの
農政部長（農政部に限る）
部長が指名するもの
水産林政部次長（水産林政部に限る）
部長が指名するもの
土木部次長（土木部に限る）
部長が指名するもの
出納局長
総務部広報課長
総務部危機対策課長

を

総務部副部長（総務部に限る）
復興・危機管理部長（復興・危機管理部に限る）
企画部副部長（企画部に限る）
環境生活部副部長（環境部に限る）
保健福祉部副部長（保健福祉部に限る）
健康福祉部副部長（保健福祉部に限る）
経済商工観光部副部長（経済商工観光部に限る）
農政部副部長（農政部に限る）
水産林政部副部長（水産林政部に限る）
土木部副部長（土木部に限る）
出納局副局長
総務部広報課長
復興・危機管理部長
復興・危機管理部長
復興・危機管理部長
復興・危機管理部長

に改め、同表宮城県石油コンビナート等

「た技術補佐

環境生活部次長（環
境生活部長が指名す
るものに限る。）
水産林政部次長（水
産林政部長が指名す
るものに限る。）

を

環境生活部副部長
（環境生活部長が指
名するものに限る。）
水産林政部副部長
（水産林政部長が指
名するものに限る。）

興課長が指名するも
のに限る。）

中「土木部次長」を「土木部副部長」に改め、別表宮城県地方港湾審議会の項中

総務部次長（総務部
長が指名するもの
に限る。）
震災復興・企画部次
長（震災復興・企画
部長が指名するもの
に限る。）
環境生活部次長（環
境生活部長が指名す
るものに限る。）
当を命ぜられた次長
（環境生活部長が指
名するものに限る。）
水産林政部次長（水
産林政部長が指名す
るものに限る。）
土木部次長（土木部
長が指名するもの
に限る。）
土木部の技術担当を
命ぜられた次長（土
木部長が指名するも
のに限る。）

を

復興・危機管理部副
部長が指名するもの
に限る。）
企画部副部長（企画
部長が指名するもの
に限る。）
環境生活部副部長
（環境生活部長が指
名するものに限る。）
水産林政部副部長
（水産林政部長が指
名するものに限る。）
土木部副部長（土木
部長が指名するもの
に限る。）
土木部の技術担当を
命ぜられた副部長
（土木部長が指名す
るものに限る。）

に改め、同表宮城県水防協議会の項中「総

務部長」を「復興・危機管理部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十一号

職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員研修規程の一部を改正する訓令

職員研修規程（平成九年宮城県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「総括担当を命ぜられた課長補佐（総括担当を命ぜられた室長補佐を含む。）を「総

括課長補佐又は総括室長補佐」に、「総括担当を命ぜられた次長」を「総括次長」に改める。

第七条第二項中「総括担当を命ぜられた課長補佐」を「総括課長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十二号

保健所等の職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

保健所等の職員に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「震災復興・企画部震災復興政策課」を「企画部総合政策課」に改め、同項の表を

組 織

職

総務部人事課	総括課長補佐
総務部財政課	総括課長補佐
復興・危機管理部復興・危機管理総務課	総括課長補佐
企画部企画総務課	総括課長補佐
環境生活部環境生活総務課	総括課長補佐
保健福祉部保健福祉総務課	総括課長補佐、保健福祉政策専門監
経済商工観光部経済商工観光総務課	総括課長補佐
経済商工観光部富県宮城推進室	総括室長補佐
農政部農政総務課	総括課長補佐
農政部農業政策室	総括室長補佐
水産林政部水産林政総務課	総括課長補佐

水産林政部水産林業政策室	総括室長補佐
土木部土木総務課	総括課長補佐、土木政策専門監

第一条第二項中「震災復興・企画部震災復興政策課」を「企画部総合政策課」に改める。

第二条第一項中「課長補佐又は室長補佐の職に補され、総括担当を命ぜられた」を「総括課長補佐又は総括室長補佐の職に補された」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 保健福祉部疾病・感染症対策課

第二条第一項第八号を次のように改める。

八 農政部園芸推進課

第二条第一項第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 農政部家畜防疫対策室

第二条第二項中「課長補佐又は室長補佐に補され、総括担当を命ぜられている」を「総括課長補佐又は総括室長補佐の職に補されている」に改める。

第七条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

林業技術総合センターの職に補され、当該林業技術総合センターに勤務を命ぜられ、又は当該林業技術総合センターにおいて担当を命ぜられた者で、林業技術の普及指導に関する事務等を分掌するチームに所属し、林業技術の普及指導に関する事務等を担当する者は、その辞令をもって、水産林政部林業振興課に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十三号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の備考を同備考第一項とし、同備考に次の一項を加える。

2 本表職種欄の「技師（機械操作）」、「技師（甲板業務）」又は「技師（調理）」の区分の適用

を受ける職員のうち、船舶に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（以下「船員」という。）については、本表初任給の欄中「一級二十一号俸から二級二十四号俸まで」とあるのは「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」と、「一級五号俸から二級八号俸まで」とあるのは「一級十七号俸から二級二十号俸まで」と読み替えるものとする。

水産林政部水産業振興課	漁業取締船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	一・五
水産技術総合センター	漁業調査指導船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	一

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
（令和七年三月三十一日までの間における船員の初任給基準に関する特例）

2 この訓令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間における改正後の単純労務職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第三備考第二項の規定の適用については、同項中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級二十五号俸から二級二十八号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級九号俸から二級十二号俸まで」と読み替えるものとする。

3 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における改正後の規程別表第三備考第二項の規定の適用については、同項中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級二十七号俸から二級三十号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十一号俸から二級十四号俸まで」と読み替えるものとする。

4 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の規程別表第三備考第二項の規定の適用については、同項中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級二十九号俸から二級三十二号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十三号俸から二級十六号俸まで」と読み替えるものとする。

5 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における改正後の規程別表第三備考第二項の規定の適用については、同項中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級三十一号俸から二級三十四号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十五号俸から二級十八号俸まで」と読み替えるものとする。

○宮城県訓令甲第十四号

勤務時間の特例を必要とする職員に關する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員に關する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員に關する規程（昭和五十三年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表中

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時まで
----	--------------------	--------------

を

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	一時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所長が定める。
----	--------------------	-----------------------------

に、

B 早番	午前八時から午後四時四十五分まで	同
------	------------------	---

を

B 早番	午前八時から午後四時四十五分まで	同
C 早番	午前七時から午後三時四十五分まで	同

に改める。

別表第二中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同表第六号中「国際企画課」を「国際政策課」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号の次に次の一号を加える。
六 東部地方振興事務所に勤務する職員

適用職員	みやぎ東日本大震災被災業務に従事する職員	勤務時間数	四週間を平均し、一週間当たり三十八時間四十五分	区分	日勤	勤務時間	午前八時三十分から午後五時十五分まで	休憩時間	一時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所長が定める。	週休日	四週間を通じ八日
------	----------------------	-------	-------------------------	----	----	------	--------------------	------	-----------------------------	-----	----------

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十五号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第一項中「、休憩時間変更職員」を削り、「第五条第一項」の下に「及び第五条の第三項」を加え、「午前九時から午後五時四十五分までとすることができる」を「別に定めるところにより、午前七時から午後六時四十五分までの間で割り振ることができる」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「第五条第二項の規定」の下に「（休憩時間変更職員にあつては）第五条の三第二項の規定」を加え、同項を同条第二項とする。

第五条の六第一項中「、任期付短時間勤務職員及び休憩時間変更職員」を「及び任期付短時間勤務職員」に改め、「及び第五条の三第一項」を削り、「午前九時から午後五時四十五分までの間で割り振ることができる」を「別に定めるところにより、午前七時から午後六時四十五分までの間で割り振ることができる」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては」及び「、休憩時間変更職員にあつては」を削り、同項を同条第二項とする。

様式第五号の二及び様式第五号の四中「ななひら」を「むむら」に、

次	部長	次長	課長	補佐
係長	係	員		

を

決			
裁			
權			

に改める。

様式第五号の四の二中「かわり」を「わり」に

決	部長	次長	課長	補佐
裁		班長	班	
權			員	

を

決			
裁			
權			

に改める。

様式第五号の五中「かわり」を「わり」に改める。
様式第五号の六中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十六号

職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員分限懲戒審査会規程（昭和四十五年宮城県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「総務部次長」を「総務部副部長」に、「次長」を「副部長」に改める。

第八条第二項中「総務部人事課長補佐（職員の分限に関する事務を担当する課長補佐で総括担当を命ぜられた者に限る。）」を「総務部人事課総括課長補佐（職員の分限に関する事務を担当する総括課長補佐に限る。）」に、「総務部行政管理室長補佐（総括担当を命ぜられた室長補佐に限る。）」を「総務部行政管理室総括室長補佐」に改め、「以下「行政管理室長補佐（総括担当）」という。」を削り、同条第三項中「行政管理室長補佐（総括担当）」を「行政管理室総括室長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十七号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。
附則第四項及び第五項を削る。

別表第二号の表1の項中

宮 城 県 教 育 庁 教 育 次 長	宮 城 県 教 育 庁 教 育 次 長
宮 城 県 教 育 庁 副 教 育 長	宮 城 県 教 育 庁 副 教 育 長

を

に改め、

同表2の項中

宮城 県庁 教育 次長	宮城 県庁 教育 次長
----------------------	----------------------

を

宮城 県庁 教育 次長	宮城 県庁 副教 育長
----------------------	----------------------

に改める。

様式第一号中「（宮城）」を「（宮城）」に改める。
 様式第三号中「（宮城）」を「（宮城）」に改める。

改める。

宮 城 県	宮 城 県
-------------	-------------

宮 城 県	宮 城 県
-------------	-------------

に

を

様式第四号中「（宮城）」を「（宮城）」に改める。
 様式第五号中「（宮城）」を「（宮城）」に改める。
 附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十八号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「あいさつ文」を「挨拶文」に改める。

第十条第一項第二号イ中「甲」により、受領印の下に「又は署名（以下「受領印等」という。）」を、「乙」により、受領印の下に「等」を加え、同号ロ、同項第三号から第五号までの規定及び同

条第三号中「受領印」の下に「等」を加える。

第二十一条第一項中「総務部次長」を「総務部副部長」に改める。

第三十三条第一項第一号中「（知事名で施行するものを除く。）」を削り、同号ロ中「のうち」の下

に「法令等で定めがあるもの又は」を加える。

第三十四条第一項第四号中「受領印」の下に「等」を加える。

別表第一第二号(1)中「復企親第 号 震災復興・企画部」を

「復企親第 号 復興・危機管理部」に改め、同号(2)中

「復企親第 号 企画部」を「復興・危機管理部」に改め、同号(2)中

「復企親第 号 復興・危機管理部」に改め、同号(2)中

「復企親第 号 復興・危機管理部」に改め、同号(2)中

「復企親第 号 復興・危機管理部」に改め、同号(2)中

「復企親第 号 復興・危機管理部」に改め、同号(2)中

「復企親第 号 復興・危機管理部」に改め、同号(2)中

「復企親第 号 復興・危機管理部」に改め、同号(2)中

「復企親第 号 復興・危機管理部」に改め、同号(2)中

「復企親第 号 復興・危機管理部」に改め、同号(2)中

様式第四号中「受領印」や「受領者」は、「送 送 者 者 印 印」や「送 送 者 者」に「あて」や「宛て」に記入する。

様式第八号中「または」や「又は」に記入する。

様式第十一号及び様式第十二号中
「課 長 補 佐 又 は 次 長」や「総 括 課 長 補 佐 又 は 所 属 課 長」に記入する。

様式第十四号中
「担 当 者 印」や「担 当 者 等」に記入する。

様式第十五号中「受領印」や「受領者」に記入する。
様式第十七号を次のように改める。

様式第17号 (第16条関係) (用紙日本産業規格A列4番)

(本 庁 用 表)

急 文 書
付 せ ん 箇 所

起案：	年 月 日	文書分類記号				
	施行：	年 月 日	保存年限	30・10・5・3・1年	第	号
決定：	年 月 日	例文登録	年度	第	号	
発送：	年 月 日	起案者 課 氏名	班 (電話)		
浄書	校 合	公 印	文 書 審 査	課 長	総括課 長補佐	班 (文書取扱主任) 長 班 員

(件 名)

このことについて、別案 () 件のとおり

してよろしいか伺います。
します。

知 事 副 知 事 長 副 班 長 班 員

部 長 課 長 総括課長補佐 班 長 副班長 班 員

(合議部課)

開 示 請 求 の 状 況	発 送 種 別 ・ 取 扱 上 の 注 意 等
年 月 日 請 求 <input type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示 <input type="checkbox"/> 非 開 示 非開示理由： 第 号に該当	<input type="checkbox"/> 親 展 <input type="checkbox"/> 速 達 <input type="checkbox"/> 内容証明 <input type="checkbox"/> 電 報 <input type="checkbox"/> 公報登載 <input type="checkbox"/> その他 ()
年 月 日 請 求 <input type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示 <input type="checkbox"/> 非 開 示 非開示理由： 第 号に該当	<input type="checkbox"/> 書 留 <input type="checkbox"/> 配達証明 <input type="checkbox"/> 小 包 <input type="checkbox"/> は が き <input type="checkbox"/> 官報登載

- (注) 1 不用の文字は、() で囲むこと。
 2 回議欄の職名は、組織により適宜変更できるものであること。
 3 □には、該当項目にレを記入すること。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十九号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

所 長	副 所 長	所 長	班 長	班 長	取 扱 者
を					

に改める。

様式第四号の三中

所 部	所 長	副 所 長	所 長	班 長	班 長	班 員	担 当 者
を							

に改める。

様式第七号中

所 部	所 長	副 所 長	所 長	班 長	班 員	起 案 者
を						

に改める。

様式第八号中

所 部	所 長	副 所 長	所 長	班 長	班 員	班 員	起 案 者
を							

に改める。

様式第九号中

所 部	所 長	副 所 長	所 長	班 長	班 員	担 当 者
を						

に改める。

様式第十号中

所 部	長 長		副 所 長	長 長	班 長	班 長	班 員	
-----	-----	--	-------	-----	-----	-----	-----	--

を

に改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第十号の二中

所 部	長 長	副 所 長	長 長	班 長	班 員	起 案 者	
-----	-----	-------	-----	-----	-----	-------	--

を

に改

--	--	--	--	--	--	--	--	--

ぬ。

様式第十一号中

所 部	長 長	副 所 長	長 長	班 長	班 員	担 当 者
-----	-----	-------	-----	-----	-----	-------

を

に改める。

--	--	--	--	--

様式第十七号中

所 部	長 長	副 所 長	長 長	班 長	班 員	担 当 者	
-----	-----	-------	-----	-----	-----	-------	--

を

に改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第二十二号中

所 部	長 長	副 所 長	長 長	班 長	班 長	員 担 当 者
-----	-----	-------	-----	-----	-----	---------

を

「
」
に改める。

様式第二十二号の二中

所 長 副 所 長	副 所 長 長 長	班 長
-----------	-----------	-----

を

「
」
に改める。

様式第二十二号(表) 中

所 長 ・ 部 長	副 所 長	長 長	納 税 班 長
			課 税 課 長

を

「
」
に改め、同様式備考を削る。

--	--	--	--

様式第二十四号中「宮城県事務吏員」を削り

所 長 副 所 長	副 所 長 長 長	班 長
-----------	-----------	-----

を

--	--	--	--

に改める。

様式第二十八号中

所 部	長 長	副 所 長	長 長	班 長	班 長	班 長	員 担 当 者
-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	---------

を

「
」
に改める。

様式第三十二号中

所 部	長 長	副 所 長	長 長	班 長	班 長	員 担 当 者
-----	-----	-------	-----	-----	-----	---------

を

「
」
に改める。

様式第五十四号(その一)及び様式第五十四号(その二)中

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・
宮城海区漁業調整委員会

○宮城県訓令甲第二十五号

○宮城県企業局管理規程第四号

○宮城県議会訓令甲第一号

○宮城県人事委員会訓令第三号

○宮城県監査委員訓令第一号

○宮城海区漁業調整委員会訓令第一号

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮	城	県	知	事	村	井	嘉
宮	城	県	公	営	企	業	管
宮	城	県	議	会	議	長	櫻
宮	城	県	人	事	委	員	会
宮	城	県	代	表	監	査	委
宮	城	海	区	漁	業	調	整
							委
							員
							会
							長
							一
							千
							石
							森
							建
							二
							裕
							光
							次
							郎
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
							一
							千
							葉
							裕
					</		